

独立行政法人国立大学財務・経営センター
が達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

平成24年3月9日
文 部 科 学 省

独立行政法人国立大学財務・経営センターの中期目標

（序文）

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２９条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

（前文）

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の教育研究の発展を図るため、運営費交付金、施設整備費、研究費などの財政支援を行うことや国立大学法人等の健全かつ安定的な運営を支援することは国の責務である。

このため、独立行政法人国立大学財務・経営センターは、融資等業務（施設費貸付事業、施設費交付事業、承継債務償還業務及び旧特定学校財産の管理処分並びにこれらに密接に関連する業務）に特化することとし、多様かつ安定的な財源確保を行い国立大学法人等の施設整備等に必要な資金の貸付及び交付等、並びにこれらに密接に関連する国立大学法人等の財務経営に関する調査、研究、助言等を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実及び健全かつ安定的な運営の確保を図り、もって国立大学法人等の教育研究の一層の振興を図る役割を果たしていく必要がある。

上記の役割を果たすため、センターの中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

センターが実施する業務は、国立大学法人等の教育研究の振興に資することを目的としており、長期的視点に立って推進すべきものであることから、中期目標期間は、平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までの５年間とする。

II 業務運営の効率化等に関する事項

- 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施し得る機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的な執行を推進する。

また、センターの行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。

なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

- 2 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
- 3 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。
- 4 運営費交付金を充当して行う業務について業務の質の向上を図りつつ、既存事業の見直し、効率化を進める。一般管理費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。
また、受益者負担の範囲内で行われる大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。
- 5 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。
- 6 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)により、大学教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に図るため、平成22年度末までに独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果たしている国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。

1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

世界に通用する国立大学法人等として発展を図る上で、その基盤である施設等の教育研究環境の充実は極めて重要であり、また、これらと教育研究は有機的連携を持って初めて大学等として持つ本来の機能が発揮できる。

今後とも、効果的・効率的に施設費貸付事業及び施設費交付事業を実施する上で、国立大学法人等が保有する多様な財産を有効活用することが重要であり、そのため、これらの事業に密接に関連する財産管理等に関する協力・助言を行う。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、センターにおいて、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。

- ① 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達に努めることとする。

なお、貸付事業に係る債権について確実に回収を行う。

- ② 施設費交付事業については、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

3 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これまで蓄積してきた研究成果に基づき、これらの業務に密接に関連する高等教育に係る財政についての調査研究を行うとともに、国立大学法人等のマネジメント・システムとその運用に関する調査研究、国立大学法人等の財務・経営に関する資料の収集分析を実施する。

また、研究の実施により生じた成果については、国立大学法人等へ広く普及を図る。

4 財務・経営に関する情報提供等

国立大学法人等の健全かつ安定的な運営に資することを目的として、センターの融資等の業務を有効かつ確実に実施するため、これらの業務に密接に関連する財務・経営の改善に資するための支援事業を次のとおり実施する。

なお、支援事業の実施に際しては、国立大学法人等が求めるニーズを的確に把握し、企画を行う。

- ① 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、刊行物、説明会・シンポジウム、講演会などを通してマネジメントに関する情報提供を積極的に行う。
- ② 国立大学法人等の財務・経営に関し協力・助言を行う。

- ③ 大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の展開に資するため、センターが管理する大学共同利用施設の有効利用に努める。

施設の有効活用の観点から、広報活動を積極的に実施することにより、学術・研究機関等の利用を一層促進する。

なお、キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、必要な経過措置を講ずる。

- ④ 国立大学法人財務・経営情報提供システムについては、国立大学法人等への供用を行うとともに、その協力を得て、必要に応じて改善を図る。

5 国から承継した財産等の処理

- ① 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。
- ② 国立大学法人法附則第12条第1項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

IV 財務内容の改善に関する事項

- 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減を着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の取組を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

なお、職員の給与水準については、独立行政法人整理合理化計画に基づいた給与改革を進める。

V その他業務運営に関する重要事項

国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。